

【提出書類チェックシート】

<家庭用燃料電池システム（エネファーム）>

- 交付申請書（第1号様式）
- 補助対象設備の概要（第2号様式）
- 補助対象設備の設置等に係る経費の支払いを証する書類（領収書等）
- 支払い内容の内訳を証する書類
- 家庭用燃料電池システムの技術仕様が確認できる書類の写し（カタログ・仕様書等）
- 家庭用燃料電池システムの設置場所を表記した図面
- 設置工事着工前及び着工後の現況写真（設置場所を同じ角度から撮影したもの）
- 家庭用燃料電池システムを設置する住宅の位置図
- 未使用品であることを確認できる書類（保証書の写し等）
- 現住所を確認できる本人確認書類の写し（免許証の写し、住民票の写し等）
- 補助金の交付申請の日前7日以内に作成された市税等完納証明書（別記第4号様式）
- 国その他の団体からの補助金を受ける場合は、その額を証する書類
- 補助金請求書（第6号様式）
- 上記請求書に記入した口座の通帳の写し
- その他市長が必要と認める書類

※リース契約の場合、以下の書類も添付

- 貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）
- リース事業者が購入する設備等の購入費・工事費が確認できる書類
- リース契約書の写し
- リース事業者の登記事項証明書

<定置用リチウムイオン蓄電システム>

- 交付申請書（第1号様式）
- 補助対象設備の概要（第2号様式）
- 補助対象設備の設置等に係る経費の支払いを証する書類（領収書等）
- 支払い内容の内訳を証する書類
- 蓄電システムの技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 蓄電システムの設置場所を表記した図面
- 設置工事着工前及び着工後の現況写真（設置場所を角度から撮影したもの）
- 蓄電システムを設置する住宅の位置図
- 蓄電システムを設置する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類（売電明細・接続契約のご案内又は保証書の写し等）
- 未使用品であることを確認できる書類（保証書の写し等）
- 現住所を確認できる本人確認書類の写し（免許証の写し、住民票の写し等）
- 補助金の交付申請の日前7日以内に作成された市税等完納証明書（別記第4号様式）
- 国その他の団体からの補助金を受ける場合は、その額を証する書類
- 補助金請求書（第6号様式）
- 上記請求書に記入した口座の通帳の写し
- その他市長が必要と認める書類

※リース契約の場合、以下の書類も添付

- 貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）
- リース事業者が購入する設備等の購入費・工事費が確認できる書類
- リース契約書の写し
- リース事業者の登記事項証明書

<窓の断熱改修>

- 交付申請書（第1号様式）
- 補助対象設備の概要（第2号様式）
- 補助対象設備の設置等に係る経費の支払いを証する書類（領収書等）
- 支払い内容の内訳を証する書類
- 改修する窓の仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 設置図面（平面図，立面図。改修した窓の場所がわかるように表記すること。）
- 改修工事着工前及び着工後の現況写真（家全体写真及び改修箇所の写真。着工後の窓を撮影する場合は、別紙（写真の撮影方法）を参照すること）
- 窓の断熱改修を行う住宅の位置図
- 改修工事に着工する前日までに、改修を行う住宅の建築工事が完了していることを証明する書類
（固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）の写し又は納税通知書，写真（住宅全体の写真。建築工事が完了していること（足場が取れていること）、窓の断熱改修の工事が行われていないことが確認できること））
- 未使用品であることを確認できる書類（保証書の写し等）
- 現住所を確認できる本人確認書類の写し（免許証の写し、住民票の写し等）
- 補助金の交付申請の日前7日以内に作成された市税等完納証明書（別記第4号様式）
- 国その他の団体からの補助金を受ける場合は、その額を証する書類
- 補助金請求書（第6号様式）
- 上記請求書に記入した口座の通帳の写し
- その他市長が必要と認める書類

※リース契約の場合、以下の書類も添付

- 貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）
- リース事業者が購入する設備等の購入費・工事費が確認できる書類
- リース契約書の写し
- リース事業者の登記事項証明書

※マンション管理組合による申請の場合は、以下の書類も添付

- 管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し
- 代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
（※補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要）
- マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し
（※補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要）

<電気自動車（EV）>

- 交付申請書（第1号様式）
- 補助対象設備の概要（第2号様式）
- 補助対象設備の設置等に係る経費の支払いを証する書類（領収書等）
- 支払い内容の内訳を証する書類
- 市への申請日までに、電気自動車を導入する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に充電できることを証する書類（充電設備の写真等）
- 自動車検査証記録事項の写し
- 電気自動車を導入する住宅の位置図
- 現住所を確認できる本人確認書類の写し（免許証の写し、住民票の写し等）
- 補助金の交付申請の日前7日以内に作成された市税等完納証明書（別記第4号様式）
- 国その他の団体からの補助金を受ける場合は、その額を証する書類
- 補助金請求書（第6号様式）
- 上記請求書に記入した口座の通帳の写し その他市長が必要と認める書類

※リース契約の場合、以下の書類も添付

- 貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）
- リース事業者が購入する設備等の購入費・工事費が確認できる書類
- リース契約書の写し
- リース事業者の登記事項証明書

※住宅用太陽光発電設備・V2H充放電設備を併設する場合は以下の書類も添付

- V2H充放電設備を設置していることを証する書類

<プラグインハイブリッド自動車（PHV）>

- 交付申請書（第1号様式）
- 補助対象設備の概要（第2号様式）
- 補助対象設備の設置等に係る経費の支払いを証する書類（領収書等）
- 支払い内容の内訳を証する書類
- 市への申請日までに、プラグインハイブリッド自動車を導入する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気をプラグインハイブリッド自動車に充電できることを証する書類（充電設備の写真等）
- 自動車検査証記録事項の写し
- プラグインハイブリッド自動車を導入する住宅の位置図
- 現住所を確認できる本人確認書類の写し（免許証の写し、住民票の写し等）
- 補助金の交付申請の日前7日以内に作成された市税等完納証明書（別記第4号様式）
- 国その他の団体からの補助金を受ける場合は、その額を証する書類
- 補助金請求書（第6号様式）
- 上記請求書に記入した口座の通帳の写し
- その他市長が必要と認める書類

※リース契約の場合、以下の書類も添付

- 貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）
- リース事業者が購入する設備等の購入費・工事費が確認できる書類
- リース契約書の写し
- リース事業者の登記事項証明書

※住宅用太陽光発電設備・V2H充放電設備を併設する場合は以下の書類も添付

- V2H充放電設備を設置していることを証する書類

<V2H 充放電設備>

- 交付申請書（第1号様式）
- 補助対象設備の概要（第2号様式）
- 補助対象設備の設置等に係る経費の支払いを証する書類（領収書等）
- 支払い内容の内訳を証する書類
- V2H 充放電設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- V2H 充放電設備の設置場所を表記した図面
- 設置工事着工前及び着工後の現況写真（設置場所を角度から撮影したもの）
- V2H 充放電設備を設置する住宅の位置図
- V2H 充放電設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証する書類（売電明細・接続契約のご案内又は保証書の写し等）
- 自動車検査証記録事項の写し
- 未使用品であることを確認できる書類（保証書の写し等）
- 現住所を確認できる本人確認書類の写し（免許証の写し、住民票の写し等）
- 補助金の交付申請の日前7日以内に作成された市税等完納証明書（別記第4号様式）
- 国その他の団体からの補助金を受ける場合は、その額を証する書類
- 補助金請求書（第6号様式）
- 上記請求書に記入した口座の通帳の写し
- その他市長が必要と認める書類

※リース契約の場合、以下の書類も添付

- 貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）
- リース事業者が購入する設備等の購入費・工事費が確認できる書類
- リース契約書の写し
- リース事業者の登記事項証明書

<集合住宅用充電設備>

- 交付申請書（第1号様式）
- 補助対象設備の概要（第2号様式）
- 補助対象設備の設置等に係る経費の支払いを証する書類（領収書等）
- 支払い内容の内訳を証する書類
- 設置した充電設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 充電設備の設置場所を表記した図面
- 設置工事着工前及び着工後の現況写真（設置場所を同じ場所・角度から撮影したもの）
- 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し
- マンション管理組合の、現在の代表者が選定されたことを証する書類の（総会の議事録等）の写し
- 代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
（※補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要）
- 申請者個人の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
（※補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要）
- マンション等であることを証する書類の写し
（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）
- 充電設備を導入する集合住宅の位置図
- 未使用品であることを確認できる書類（保証書の写し等）
- 補助金の交付申請の日前7日以内に作成された市税等完納証明書（別記第4号様式）
- 補助金請求書（第6号様式）
- 上記請求書に記入した口座の通帳の写し
- その他市長が必要と認める書類

※リース契約の場合、以下の書類も添付

- 貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）
- リース事業者が購入する設備等の購入費・工事費が確認できる書類
- リース契約書の写し
- リース事業者の登記事項証明書

※住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を申請する場合は以下の書類も添付

- マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真